

習志野市地域防災計画の一部修正について

平成 25 年度に修正が完了し、平成 26 年度 4 月 1 日から運用を開始している、習志野市地域防災計画について、下記のとおり一部修正を行うもの。

1. 土砂災害警戒情報発表時の体制について

土砂災害警戒情報発表時の市の体制を下記のとおり変更する。

[現行計画]	[修正案]
警戒配備をとる。 ・危機管理課全職員 ・危機管理監が必要と認めた部局の職員	災害対策本部（風水害本部第 1 配備）を設置。 ・避難所配備職員 地区対策支部職員 ・全職員数の 1 / 3

変更理由

3 月に土砂災害警戒情報の発表基準が変更されたことにより、習志野市においては、本情報が発表された際の土砂災害発生の危険性が以前より高まった。また、8 月に広島市で発生した土砂災害を受け、国から、市町村の防災体制を見直すよう要請があった。

これらを受け、避難勧告等の発令の対象とする崖地の数を増やすとともに、9 カ所の避難所を開設する体制として、暫定的に運用を開始しているところである。

土砂災害警戒情報が発表された際には、これらの対応のために、これまで以上に職員数が必要であることから、災害対策本部を設置するよう変更しようとするもの。

2. 遺体安置所の施設変更について

遺体安置所を下記のとおり変更する。

[現行計画]	[修正案]
市役所前体育館	袖ヶ浦体育館

変更理由

現在、遺体安置所として指定している市役所前体育館は、習志野市役所の新庁舎建設に伴い、平成 27 年度以降は使用不可能となるため、市役所前体育館と同等の面積を有し、地理的にも市の比較的中心部に位置する袖ヶ浦体育館に変更しようとするもの。

なお、現行の計画において袖ヶ浦体育館は避難所として指定されているが、この変更に伴い、避難所としての指定を解除することとなる。

3. その他

施設の統廃合等に伴い、一部施設名の加除修正を行う。